

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区では、国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和8年4月20日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき以下の業務を行う。</p> <p>(1) 資格業務 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認 ③付加保険料納付に係る申出の受理、確認 ④氏名・住所等の変更に係る届出の受理、確認 ⑤基礎年金番号通知書申請の受理、確認 ⑥上記①～⑤で受理した届出書等の送付(日本年金機構への送付)</p> <p>(2) 給付業務 ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金に係る裁定請求届出等の受理、確認 ②特別障害給付金に係る請求・届出等の受理、確認 ③未支給年金、死亡一時金に係る請求の受理、確認 ④年金生活者支援給付金に係る請求の受理、確認 ⑤上記①～④で受理した請求書・届出書等の送付(日本年金機構への送付)</p> <p>(3) 免除業務 ①国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例、法定免除、産前産後免除における申請書・届出書等の受理、確認 ②上記申請・届出における被保険者の所得の事実確認 ③法定免除該当の事実確認 ④上記①の申請書・届出書、及び所得確認票の送付(日本年金機構へ送付)</p>
③システムの名称	・国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、及び別表の46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 ・国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、及び別表の46の項 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) ・国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2 <p>【年金生活者支援給付金の支給に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、及び別表の46の項 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2 ・国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的なミスの発生を防止する対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	表紙 公表日	平成27年10月13日	平成28年6月2日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月2日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 条項未制定 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) 	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法を修正)
平成28年6月2日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月13日 時点	平成28年5月9日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月2日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月13日 時点	平成28年5月9日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年4月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月9日 時点	平成29年4月13日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成29年4月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月9日 時点	平成29年4月13日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年10月9日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長	小出 和男	牧井 正幸	事後	所属長

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月9日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月13日 時点	平成30年4月25日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年10月9日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月13日 時点	平成30年4月25日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年10月9日	表紙 公表日	平成29年4月28日	平成30年10月9日	事前	再評価の実施
平成30年10月9日	表紙 公表日	平成30年10月9日	令和1年6月14日	事後	再評価の実施 (様式の変更のため)
令和1年6月14日	表紙 公表日	平成30年10月9日	令和1年6月14日	事後	再評価の実施 (様式の変更のため)
令和1年6月14日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職(様式変更により、所属長名から所属長の役職に変更となったため)	牧井 正幸	国保年金課長	事後	再評価の実施 (様式の変更のため)
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月25日 時点	平成31年5月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月25日 時点	平成31年5月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	Ⅳリスク対策	なし	項目の追加	事後	再評価の実施 (様式の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) 	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) <p>【年金生活者支援給付金の支給に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法を修正)
令和2年5月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年5月8日 時点	令和2年4月7日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年5月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年5月8日 時点	令和2年4月7日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年5月22日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	記載誤り
令和2年5月22日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空欄	事後	記載誤り

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月22日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空欄	事後	記載誤り
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月7日 時点	令和4年4月18日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月7日 時点	令和4年4月18日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年11月17日	表紙 公表日	令和4年6月30日	令和5年11月17日	事後	再評価の実施
令和5年11月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月18日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年11月17日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月18日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年11月17日	IVリスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	記載誤り
令和6年9月20日	表紙 公表日	令和5年11月17日	令和6年9月20日	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) <p>【年金生活者支援給付金の支給に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の95の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2 	<p>【国民年金法に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 <p>【特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第59条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律関係) <p>【年金生活者支援給付金の支給に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条の2 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法を修正)
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年7月11日 時点		その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年7月11日 時点		その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	表紙 公表日	令和6年9月20日		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(公表日の記載)
令和8年4月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民年金システム ・区民情報系基盤システム	・国民年金システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(軽微な修正)
令和8年4月9日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金情報ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、庁内連携ファイル	国民年金情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	区民部 国保年金課	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(連絡先等の記載)
令和8年4月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数	10万人以上30万人未満 令和6年7月11日 時点	30万人以上 令和7年8月29日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和8年4月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	500人未満 令和6年7月11日 時点	500人未満 令和7年8月29日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和8年4月9日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和8年4月9日	IV リスク対策 9 監査	自己点検 内部監査	自己点検 外部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(軽微な修正)